H_n　防災対策事業（公共施設等耐震化事業のうち Is 値が 0.3 未満の施設を対象とした事業分）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

I_{21} ＝ 0.03743

I_{22} ＝ 0.03745

I_{23} ＝ 0.03759

I_{24} ＝ 0.03802

I_{25} ＝ 0.03886

I_{26} ＝ 0.03989

I_{27} ＝ 0.04305

I_{28} ＝ 0.0361

I_{29} ＝ 0.0362

I_{30} ＝ 0.03644

$I_{令元}$＝ 0.03631

$I_{令2}$ ＝ 0.03603

$I_{令3}$ ＝ 0.02906

$I_{令4}$ ＝ 0.03022

$I_{令5}$ ＝ 0.00637

$I_{令6}$ ＝ 0.00963

$I_{令7}$ ＝ 0.01554

J_n　防災対策事業（旧緊急防災基盤整備事業（継続事業分））に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行を許可された地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

K_{17} ＝ 0.00526

L　国の施策に基づいて要請された金融支援として水俣病発生地域において水俣病の原因となる物質を排水した法人への無利子の貸付けに係る経費に充てるため、平成 12 年度以降の各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金（ただし、当該年度において水俣病の原因となる物質を排出した法人から償還される額を除く。）及び水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（平成 21 年法律第 81 号）第 5 条の規定に基づく一時金の支給に伴い、一時金支給資金に係る金融支援を行う法人への出資に係る

H_n　防災対策事業（公共施設等耐震化事業のうち Is 値が 0.3 未満の施設を対象とした事業分）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

I_{21} ＝ 0.03747

I_{22} ＝ 0.03750

I_{23} ＝ 0.03766

I_{24} ＝ 0.03820

I_{25} ＝ 0.03911

I_{26} ＝ 0.04072

I_{27} ＝ 0.037

I_{28} ＝ 0.0362

I_{29} ＝ 0.0362

I_{30} ＝ 0.03649

$I_{令元}$＝ 0.03635

$I_{令2}$ ＝ 0.02877

$I_{令3}$ ＝ 0.02912

$I_{令4}$ ＝ 0.00462

$I_{令5}$ ＝ 0.00637

$I_{令6}$ ＝ 0.00963

J_n　防災対策事業（旧緊急防災基盤整備事業（継続事業分））に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行を許可された地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

K_{17} ＝ 0.027

L　国の施策に基づいて要請された金融支援として水俣病発生地域において水俣病の原因となる物質を排水した法人への無利子の貸付けに係る経費に充てるため、平成 12 年度以降の各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金（ただし、当該年度において水俣病の原因となる物質を排出した法人から償還される額を除く。）及び水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（平成 21 年法律第 81 号）第 5 条の規定に基づく一時金の支給に伴い、一時金支給資金に係る金融支援を行う法人への出資に係る